

日医発第12号（年税3）

平成24年4月6日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

横倉 義武

平成24年度におけるセーフティネット保証5号の業種指定の取扱等について

中小企業庁は、今般、平成24年度上半期の「セーフティネット保証5号」の対象業種について、昨年度に引き続き、「医療業」、「社会保険・社会福祉・介護事業」、「保健衛生」等を含む原則全業種とする措置を講ずることとなりました。また、「東日本大震災復興緊急保証」についても、継続して実施することとなりました。なお、いずれの制度も、医療法人は、対象から除外されておりません。

つきましては、経済産業省より、別添の通り、報道発表がありましたので、貴会会員各位に周知方お願い申し上げます。

なお、当該資料は、中小企業庁のホームページ

（ <http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/2012/03235gou.htm> ）より、ご覧いただけます。

〔別添資料〕

- 平成24年度におけるセーフティネット保証5号の業種指定の取扱等について
- 別紙1：セーフティネット保証5号の概要
- 別紙2：セーフティネット保証5号の指定業種

平成24年3月23日



平成24年度におけるセーフティネット保証5号の 業種指定の取扱い等について

経済産業省は、平成24年度におけるセーフティネット保証5号の業種指定の取扱い等について、以下のとおりとすることとしましたので、お知らせいたします。

1. 平成24年度におけるセーフティネット保証5号（※1）の業種指定の取扱いは、以下のとおりとします。

- ① 平成24年度上半期は、引き続き原則全業種指定の運用を継続する。
- ② 個別の中小企業者の状況にきめ細かく対応するという観点から、現在中分類で行われている業種指定については、平成24年度下半期からは、細分類で行う。
- ③ 細分類による業種指定を円滑に行うことができるよう、業況調査を実施する業所管部局、個別中小企業者の業種を判断する市区町村等に対して、十分な周知を図る。

2. なお、属する業種の景況の如何を問わず、震災の影響を受けて厳しい状況に置かれている中小企業については、東日本大震災復興緊急保証（※2）を積極的に活用し、その資金繰りに万全を期してまいります。

※1：セーフティネット保証5号とは、業況の悪化している業種を指定し、当該業種に属する事業を行う中小企業者であって、経営の安定に支障が生じていることについて、市区町村長の認定を受けた中小企業者を対象に、信用保証協会が借入額の100%を保証（一般保証とは別枠）する制度です。

※2：東日本大震災復興緊急保証とは、東日本大震災によって直接又は間接（風評被害を含む）の影響を受けている中小企業者を対象として、信用保証協会が借入額の100%を保証（一般保証とは別枠）する制度です。

○参考資料

- （別紙1）セーフティネット保証5号の概要
- （別紙2）セーフティネット保証5号の指定業種

（本発表資料のお問い合わせ先）

中小企業庁 金融課長 三浦章豪

担当者：伊藤、岡田、田中

電話：03-3501-1511（内線5271～5）

03-3501-2876（直通）

1. 対象者

業況の悪化している業種（※1）に属する事業を行う中小企業者であって、経営の安定に支障が生じていることについて、市区町村長の認定を受けた中小企業者。

※1：過去の業況に比して直近の業況が悪化している業種を指定。

2. 企業認定基準

指定業種に属する中小企業者であって、以下のいずれかの基準を満たすこと。

- ① 最近3か月間の月平均売上高等が前年同期比5%以上減少している中小企業者。
- ② 製品等原価のうち20%を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず製品等価格に転嫁できていない中小企業者。
- ③ 円高の影響によって、原則として最近1か月の売上高等が前年同月比で10%以上減少し、かつ、その後2か月を含む3か月間の月平均売上高等が前年同期比で10%以上減少することが見込まれる（※2）中小企業者。（※3）

※2：最近2か月の売上高等の実績値とその翌月を含む3か月間の見込み値で認定申請することも可能。

※3：売上高等の減少が円高によるものであることを具体的に記述した書面（理由書）が必要。

3. 保証限度額、保証割合、保証料率

保証限度額： 一般保証とは別枠で、無担保保証8千万円、最大で2億8千万円

保証割合： 借入額の100%

保証料率： 概ね1.0%以下

セーフティネット保証5号の指定業種

(中小企業信用保険法第2条第4項第5号の指定業種)

指定期間：平成24年4月1日～平成24年9月30日

指定業種における産業分類番号は、日本標準産業分類の旧分類（平成14年3月改訂）にて判断することとする。

通 番	産業分類 中分類番号 (参考)	指 定 業 種
1	02	林業（素材生産業及び素材生産サービス業に限る。）
2	05	鉱業
3	06	総合工事業
4	07	職別工事業（設備工事業を除く。）
5	08	設備工事業
6	09	食料品製造業
7	10	飲料・たばこ・飼料製造業
8	11	繊維工業（衣服、その他の繊維製品を除く。）
9	12	衣服・その他の繊維製品製造業
10	13	木材・木製品製造業（家具を除く。）
11	14	家具・装備品製造業
12	15	パルプ・紙・紙加工品製造業
13	16	印刷・同関連業
14	17	化学工業
15	18	石油製品・石炭製品製造業
16	19	プラスチック製品製造業（別掲を除く。）
17	20	ゴム製品製造業
18	21	なめし革・同製品・毛皮製造業
19	22	窯業・土石製品製造業
20	23	鉄鋼業
21	24	非鉄金属製造業
22	25	金属製品製造業
23	26	一般機械器具製造業

24	27	電気機械器具製造業
25	28	情報通信機械器具製造業
26	29	電子部品・デバイス製造業
27	30	輸送用機械器具製造業
28	31	精密機械器具製造業
29	32	その他の製造業
30	33	電気業
31	34	ガス業
32	35	熱供給業
33	36	水道業
34	37	通信業
35	38	放送業
36	39	情報サービス業
37	40	インターネット附随サービス業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「適正化法」という。）第2条第8項に規定する営業を除く。）
38	41	映像・音声・文字情報制作業
39	42	鉄道業
40	43	道路旅客運送業
41	44	道路貨物運送業
42	45	水運業
43	46	航空運輸業
44	47	倉庫業
45	48	運輸に附帯するサービス業
46	49	各種商品卸売業（適正化法第2条第6項第5号及び第7項第2号に規定する営業を除く。）
47	50	繊維・衣服等卸売業（適正化法第2条第6項第5号及び第7項第2号に規定する営業を除く。）
48	51	飲食料品卸売業
49	52	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業
50	53	機械器具卸売業
51	54	その他の卸売業（適正化法第2条第6項第5号及び第7項第2号に規定する営業を除く。）

52	55	各種商品小売業（適正化法第2条第6項第5号及び第7項第2号に規定する営業を除く。）
53	56	織物・衣服・身の回り品小売業（適正化法第2条第6項第5号及び第7項第2号に規定する営業を除く。）
54	57	飲食料品小売業
55	58	自動車・自転車小売業
56	59	家具・じゅう器・機械器具小売業
57	60	その他の小売業（適正化法第2条第6項第5号及び第7項第2号に規定する営業を除く。）
58	67	保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業に限る。）
59	68	不動産取引業
60	69	不動産賃貸業・管理業
61	70	一般飲食店（適正化法第2条第1項第1号から第3号まで、第5号及び第6号に規定するものについては、一般大衆向けに主として食事の提供を行うもの（歓乐的雰囲気を伴うものを除く。）に限る。）
62	71	遊興飲食店（適正化法第2条第1項第1号から第3号まで、第5号及び第6号に規定するものについては、一般大衆向けに主として食事の提供を行うもの（歓乐的雰囲気を伴うものを除く。）に限る。）
63	72	宿泊業（適正化法第2条第6項第4号に規定する営業を除く。）
64	73	医療業
65	74	保健衛生
66	75	社会保険・社会福祉・介護事業
67	76	学校教育
68	77	その他の教育、学習支援業
69	78	郵便局（郵便局受託業に限る。）
70	79	協同組合（他に分類されないもの）
71	80	専門サービス業（他に分類されないもの）（興信所のうち、専ら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行うものを除く。）
72	81	学術・開発研究機関
73	82	洗濯・理容・美容・浴場業（適正化法第2条第6項第1号に規定する営業を除く。）
74	83	その他の生活関連サービス業（易断所、観相業及び相場案内業を除く。）

75	84	娯楽業（適正化法第2条第1項第7号（まあじゃん屋を除く。）及び第8号（ゲームセンターを除く。）、第6項第2号、第3号及び第6号、第7項第1号並びに第8項から第10項までに規定する営業、競輪・競馬等の競走場、競技団、芸ぎ業（置屋及び検番を除く。）、場外車券売場、場外馬券売場、場外舟券売場並びに競輪・競馬等予想業を除く。）
76	85	廃棄物処理業
77	86	自動車整備業
78	87	機械等修理業（別掲を除く。）
79	88	物品賃貸業（適正化法第2条第6項第5号及び第7項第2号に規定する営業を除く。）
80	89	広告業
81	90	その他の事業サービス業（集金業及び取立業（公共料金又はこれに準ずるものに係るものを除く。）並びに芸ぎ周旋業を除く。）
82	93	その他のサービス業